

経 済 産 業 省

20150309貿局第5号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（お知らせ）」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年3月25日

経済産業省貿易経済協力局長 宗像 直子

「輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（お知らせ）」の一部改正について

「輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（お知らせ）」の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日から施行する。

なお、「輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（お知らせ）」の一部を改正する規程（以下「改正規程」という。）の施行の日から平成27年4月30日までの間は、改正規程の改正前の規程に基づく旧別紙様式について、改正規程の新別紙様式にかかわらず、なおこれを使用することができるものとする。

「輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）<改正案>

○輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について

改正後	現行
<p>I 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>(イ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明(申請)書(別紙様式1-(1)) 原本2通</p> <p>(ロ)～(ヌ) (略)</p> <p><u>(ル) 再輸出する貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあつては、残高を証する書面(別紙様式2)及びその写し 各1通</u></p> <p><u>なお、当該書面は上記(ヌ)の相手国政府当局が発行した書面ごとに1通ずつ作成すること。</u></p> <p><u>(ヲ)・(ワ) (略)</u></p> <p>(注) 1 (リ)の原本及び<u>(ル)</u>は確認後返却する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 輸出許可書等の記載要領</p> <p>(イ) 通則</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 記載事項が多い場合は、別紙様式1-(2) Continuation sheet 又は別紙様式1-(3) Inventory sheet を使用し、輸出許可書等に貼付する。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(ロ)～(レ) (略)</p>	<p>I 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>(イ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明(申請)書(別紙様式(1)) 原本2通</p> <p>(ロ)～(ヌ) (略)</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(ル)・(ヲ) (略)</u></p> <p>(注) 1 (リ)の原本は確認後返却する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 輸出許可書等の記載要領</p> <p>(イ) 通則</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 記載事項が多い場合は、別紙様式(2) Continuation sheet 又は別紙様式(3) Inventory sheet を使用し、輸出許可書等に貼付する。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(ロ)～(レ) (略)</p>

3 事務取扱要領

(1) 輸出許可書等の処理

(イ)・(ロ) (略)

条約の附属書による区分		関係省
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
植物界	(略)	(略)
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部森林利用課

(ハ) 野生動植物貿易審査室は、当該申請の内容が本邦からの再輸出に係るものである、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものであるときは、以下のいずれかの処理を行った後、提出者に返却するものとする。

① 最初の再輸出であるときは、上記2の(2)の(リ)により提出された通関済み輸入申告書の原本の裏面及び同(ル)に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局の印(以下「日本国管理当局印」という。)を割り印した後、同(ル)に輸出許可番号及び許可年月日を記載し、担当者による署名又は押印を行う。

② 次回以降の再輸出であるときは、上記2の(2)の(ル)に、輸出許可番号及び許可年月日を記載し、担当者による署名又は押印を行う。

(削る)

(ニ)～(リ) (略)

3 事務取扱要領

(1) 輸出許可書等の処理

(イ)・(ロ) (略)

条約の附属書による区分		関係省
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
植物界	(略)	(略)
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部研究保全課

(ハ) 野生動植物貿易審査室は、当該申請の内容が本邦からの再輸出に係るものであるときは、上記2の(2)の(リ)により提出された通関済み輸入申告書の原本のウラ面に当該申請に係る内容を次の例により記述し、野生動植物貿易審査室長又はその直近下位の者の署名、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約日本国管理当局の印(以下「日本国管理当局印」という。)を押した後、提出者に返却するものとする。

商 品 名	
輸 出 数 量	
輸 出 許 可 書 番 号	
許 可 年 月 日	
署 名	

(ニ)～(リ) (略)

(2) ~ (4) (略)

II (略)

別紙様式1 - (1)

別紙様式1 - (2)

別紙様式1 - (3)

別紙様式2

残高を証する書面

輸入申告番号: _____

※輸入数量には、輸出国（再輸出国）が発行したCITESに記載されている輸出（再輸出）数量を記載してください。

① 商品名: _____ (学名: _____)

Permit No.: _____

※輸入数量 (A): _____

<u>輸出許可番号</u>	<u>許可年月日</u>	<u>輸出数量 (B)</u>	<u>残数量 (A-B)</u>	<u>署名</u>

② 商品名: _____ (学名: _____)

Permit No.: _____

※輸入数量 (A): _____

<u>輸出許可番号</u>	<u>許可年月日</u>	<u>輸出数量 (B)</u>	<u>残数量 (A-B)</u>	<u>署名</u>

(2) ~ (4) (略)

II (略)

別紙様式 (1)

別紙様式 (2)

別紙様式 (3)

(新設)

別紙参考様式

輸出許可申請説明書

平成 年 月 日

経済産業大臣殿

申請者（輸出者）
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 〒 _____

 電話番号 _____

記

1. 輸入者 <u>(荷受人)</u>	氏名又は企業名	
	住所	
	<u>仕向地</u>	
	受入施設 (生きている動植物の場合)	
2. 輸出しようとする貨物	動物又は植物の名称	(学名) (一般名) (附属書番号) I・II
	出所の区分	野生・繁殖・条約適用前
	輸出時点の貨物の状態	(生きている場合、その運送手段)
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名)

別紙参考様式

輸出許可申請説明書

平成 年 月 日

経済産業大臣殿

申請者（輸出者）
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 〒 _____

 電話番号 _____

記

1. 輸入者	氏名又は企業名	
	住所	
	<u>仕向国等</u>	<u>(仕向国)</u> <u>(仕向地)</u>
	受入施設 (生きている動植物の場合)	
2. 輸出しようとする貨物	動物又は植物の名称	(学名) (一般名) (附属書番号) I・II
	出所の区分	野生・繁殖・条約適用前
	輸出時点の貨物の状態	(生きている場合、その運送手段)
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名)

		数量	
3. その他	該当する項目に記入すること	(削る)	(削る)
		飼育繁殖・人工繁殖させたもの	(繁殖期間) 年 月 から 年 月 まで
			(繁殖者の氏名及び住所)
			(条約附属書 I に掲げるものであって、関係省庁の繁殖に係る証明を受けた場合は、その証明書番号及び発行年月日)
		購入 (入手) 元	(氏名又は企業名)
	(住 所) (電 話)		
(購入 (入手) 年月日) 年 月 日			
輸入許可書 (注 3.)	(発行国) (発行日) (許可書番号) なお、写しを添付します。		
備考			

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
3. 別紙様式中「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書 I に掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。なお、締約国以外の国又は地域にあっては、当該国又は地域の権限ある当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入。

		数量	
3. その他	該当する項目に記入すること	輸入許可書	(発行国) (発行日) (許可書番号) なお、写しを添付します。
		飼育繁殖・人工繁殖させたもの	(繁殖期間) 年 月 から 年 月 まで
			(繁殖者の氏名及び住所)
			(条約附属書 I に掲げるものであって、関係省庁の繁殖に係る証明を受けた場合は、その証明書番号及び発行年月日)
		購入 (入手) 元	(氏名又は企業名)
	(住 所) (電 話)		
(購入 (入手) 年月日) 年 月 日			
(新設)	(新設)		
備考			

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(新設)